



健全化判断比率・ 資金不足比率

財政判断指標の公表

早期健全化基準はすべてクリア

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して健全化を促すことを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が平成21年4月から本格施行されました。この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標(「健全化判断比率」と、公営企業ごとの資金不足率(「資金不足比率」)について監査委員が審査を行い、その意見を付して議会に報告し、かつ公表することが義務付けられています。

市の21年度の健全化判断比率・資金不足比率は右のとおりです。いずれも早期健全化基準を下回っていますが、厳しい財政状況を踏まえ、自主財源の確保を図るとともに、合理的な歳出削減を行うなど、今後も行財政改革を推進していきます。

()は前年度比

| 健全化判断比率 | 香南市 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--|-------------------|---------|--------|
| 実質赤字比率 一般会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率 | - | 13.17% | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率 | - | 18.17% | 40.00% |
| 実質公債費比率 借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる比率 | 19.9% (0.4%) | 25.0% | 35.0% |
| 将来負担比率 市が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率 | 71.5% (▲22.3%) | 350.0% | |

※実質公債費比率が25%を超えると、単独事業の借金借入が制限され、市独自の事業は、ほとんどできなくなります

| 資金不足比率 | 香南市 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---|-----|---------|--------|
| 資金不足比率 企業会計の資金不足割合から経営状況の深刻度をみる比率 | - | 20.0% | |

※赤字が生じない場合は「-」(該当なし)で表示

行財政改革に向けて

5年先までの市の財政を考えた場合であれば、このままでも運営ができると思いますが、10年後以降を見据えた場合には、地方交付税が20億円以上減額(右ページ参照)されることになり、たちまち運営が厳しくなってしまいます。

これまでも人件費の縮減、補助金の見直し、公債費の繰上償還など、財政構造の健全化を図ってきましたが、将来的に一般財源の減額が大きすぎるために、積極的な行財政改革が必要です。

住民の皆さんが将来にわたって安全で安心して暮らしていただくためには、全体計画と年次計画に基づいて、実行していかなければなりません。

厳しい財政状況のもと、負担になることもあろうかと思いますが、皆さまのより一層のご理解、ご協力をお願いします。

■問い合わせ
財政課 ☎57-8502

21年度決算意見書等を 監査委員より市長へ提出

さらなる歳入確保、歳出削減の努力を!

財政状況は、数字だけで20年度と比較すると微小ながらも改善の傾向が見られます。しかし、将来的に庁舎・消防庁舎建設などの大規模事業が控えており、財政負担が予想されることから予断を許さない状況に変わりはありません。より一層歳入確保、歳出削減に努めてください。

特記すべき事項として、公共下水道の加入率が50%に満たない施設もあるので、費用対効果の面からも早急に加入促進に努めてください。また、徴収に関しては、水道使用料や給食費などの滞納整理に対する意識のばらつきがあるように思われるので、担当各課で目標を立てて収納課と連携し、滞納を減らす努力をお願いします。



▲左から 北村秀夫 代表監査委員、長崎 清 監査委員、安岡 宏 監査委員



滞納(未収金)

滞納額総額は約8億9,300万円

21年度は約2億円が未納に!

21年度課税に対する滞納額と、20年度課税以前の滞納額を合わせたものから、不納欠損分を引いた額は8億9,300万円(右表)です。

全体的に徴収率は、ほぼ横ばい(微増)、また、破産などによる債権を整理し不納欠損したことで、滞納額は減少しています。(昨年度の広報は、不納欠損処理前を計上)

21年度徴収額は約2,800万円、延滞金収入は約2千万円

21年度は預金や生命保険、自動車、不動産など115件を差押し、それによる取り立てや自主納付額は約2,800万円となっています。収納体制を強化したことによる実績となっており、今後も公平性を保つためにより一層努力していきます。



■問い合わせ 収納課 ☎57-8505

平成21年度までの主な滞納額

| | |
|------------|-----------|
| 市民税 | 9,549万円 |
| 固定資産税 | 1億5,808万円 |
| 軽自動車税 | 1,057万円 |
| 国民健康保険税 | 2億6,574万円 |
| 介護保険料 | 1,206万円 |
| 後期高齢者医療保険料 | 285万円 |
| 給食費 | 1,239万円 |
| 水道使用料 | 4,668万円 |
| 下水道使用料 | 419万円 |
| 保育料 | 1,338万円 |
| 幼稚園授業料 | 72万円 |
| 住宅使用料 | 5,457万円 |
| 住宅新築資金等貸付金 | 2億1,657万円 |
| 合計額 | 8億9,329万円 |

※21年度課税に対する滞納額と、20年度課税以前の滞納額を合わせたものから、不納欠損分を引いた額

◆延滞金収入の推移

| 年度 | 延滞金 | ※延滞金 市税(4税)・ 介護保険料・後 期高齢者医療保 険料の納期限が 過ぎた場合に かかるペナルティ |
|------|---------|--|
| 18年度 | 1,184万円 | |
| 19年度 | 2,061万円 | |
| 20年度 | 2,545万円 | |
| 21年度 | 2,055万円 | |



地方交付税

市の財政収入の約4割を占める貴重な財源

※地方交付税

国が日本のどこに住んでも同じサービスを受けることができるように、国税(所得税・酒税・法人税の32%・消費税29.5%・たばこ税の25%)の約17兆円を各県に配分しています。

将来的に交付税が大幅に減少

合併特例法により、地方交付税は合併が行われた日の属する年度(香南市は17年度)およびこれに続く10年間(香南市は18年度から27年度)について、合併構成市町村が合併しなかった場合と同様に算定されます。これは「合併算定替」といって、合併前の町村が存在するものとみなして、普通交付税の額を保障することですが、11年目から5年間(香南市では28年度から32年度)で段階的に縮減され、16年目(香南市では33年度)からは、1つの市としての算定額になるものです。

21年度の臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は73億9,964万円でしたが、本来の交付税額(一本算定=1つの市として算定された場合)だと20億2,621万円少ない53億7,343万円となってしまいます。

財政運営を行うにあたっては、地方交付税の重要性を念頭に置いておく必要があるといえます。

地方交付税の推移(イメージ) ※▲はマイナス

